国別障害関連情報
モーリシャス共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
モーリシャス共和国
目次

1. 基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害の定義と統計 2
2. 障害関連政策 4
2－1. 障害関連行政制度 4
2－2. 障害関連法令・政策文書 7
2－3. 障害関連施策 10
3. 国際条約及び国際協力等の実績 18
3－1. CRPD 批准による対応状況 18
3－2. マラケシュ条約実施状況 18
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 18
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 19
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 19
4. 障害関連団体の活動概況 21
4－1. 障害当事者団体の活動概要 21
4－2. 障害者支援団体の活動概要 21
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 23
5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 23
5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 24
5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 25
5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 26
5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 27
5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 27
6. 参考資料 29

表目次

表 1 成人・性別・居住地域・年齢階級別の機能上の困難の割合(%)(2011).....3
表 2 機能別の困難を有する人の割合（%）(2011).....3
表 3 モーリシャスにおける障害関連担当機関.....4

略語表

APLHDM	Association Pour Les Handicapés de Malherbes	マルエルブ障害者協会
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEACR	Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations	条約勧告適用専門家委員会
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
EU	European Union	欧州連合
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MBC	Mauritius Broadcasting Corporation	モーリシャス国営放送局
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SEN	Special Education Needs	特別な教育的ニーズ
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
VDPI	Voice of Disabled People International	VDPI モーリシャス
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	11,990.8 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	5.8 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	4.1 %	2024 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	9.4 %	2022 年

人口

総人口	1,245,779 人	2024 年
男性人口比率	49.9 %	
女性人口比率	50 %	
都市人口比率	39 %	
農村人口比率	61 %	
平均余命（全体）	73.4 歳	2023 年
男性	70.1 歳	
女性	76.8 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	8.7 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	13.5 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	11 年	
成人識字率（全体）	94.3 %	2023 年
男性	96.2 %	
女性	92.8 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-20)に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-5))に基づく。
[4] モーリシャス共和国の教育制度は、初等教育（6 年間）、中等教育(7 年間)。6 歳から就学する。国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）グローバル・エデュケーション・モニタリングレポート・チーム作成の「Profiles Enhancing Education Reviews」に基づく。
（https://education-profiles.org/sub-saharan-africa/mauritius/~non-state-actors-in-education(参照 2026-6-1)

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	107.3 %	2024 年
男子	106.9 %	
女子	107.7 %	
中等教育（総就学率）		
全体	90.7 %	2024 年
男子	88.1 %	
女子	93.3 %	
高等教育（総就学率）		
全体	45.8 %	2024 年
男子	36.6 %	
女子	55.1 %	

雇用

失業率（全体）	5.5 %	2024 年
男性	4.2 %	
女性	7.5 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

モーリシャス共和国（以下、「モーリシャス」と記す。）の 2024 年「障害者の権利の保護及び促進に関する法律」[5]第 2 条によれば、「障害」とは、「人の日常的な活動を行う能力を実質的に妨げる、長期にわたる身体的、精神的、知的または感覚の機能障害」をいう。

1－2－2. 障害に関する統計

モーリシャス政府が2020年に障害者権利委員会へ提出した第2回・第3回統合定期報告（以下、「2020年報告」と記す。）の付属資料によれば、モーリシャス統計局（Statistics Mauritius）は、10年ごとに戸別訪問による国勢調査を実施している。2011年に実施された国勢調査では、障害に関するデータは、性別、年齢、障害の種類、地域、婚姻状況に加え、就学状況、教育達成度、活動状況及び雇用などの基準ごとに細分化されている。なお、同国勢調査では、障害者を特定するためにワシントン・グループ短縮質問紙セットが採用されており、同じ質問紙セットが2021年に予定されている国勢調査でも使用された。

2011年国勢調査の結果が公表されており、モーリシャスでは15歳以上の成人における何ら

[5] 障害者の権利の保護及び促進に関する法律、https://mauritiusassembly.govmu.org/mauritiusassembly/wp-content/uploads/2023/12/bill2323.pdf (参照 2026-4-20)

かの機能上の困難（functional difficulty）を有する人の割合は約5%である。詳細は、以下の表のとおり示されている[6]。

表 1 成人・性別・居住地域・年齢階級別の機能上の困難の割合（%）（2011）

区分	困難あり (Any difficulty)※1	やや困難ありのみ （Some difficulty）※2	大きな困難あり （At least a lot of difficulty）※3
すべての成人	4.98	2.52	2.46
女性	5.22	2.57	2.64
男性	4.74	2.47	2.26
農村部居住者	5.00	2.67	2.33
都市部居住者	4.95	2.32	2.63
15～29 歳	1.21	0.45	0.76
30～44 歳	2.83	1.87	0.96
45～64 歳	5.64	3.18	2.47
65 歳以上	19.68	8.25	11.43

出所： モーリシャス統計局「2011 年国勢調査」
※1 困難あり：少なくとも 1 つの領域で“Some difficulty”、“A lot of difficulty”、“Unable to do”のいずれかを回答した者。※2 やや困難ありのみ：少なくとも 1 つの領域で“Some difficulty”と回答し、他のいずれの領域でも“A lot of difficulty”または“Unable to do”と回答していない者。※3 大きな困難あり：少なくとも 1 つの領域で“A lot of difficulty”または“Unable to do”と回答した者

表 2 機能別の困難を有する人の割合（%）（2011）

機能	困難あり	やや困難ありのみ	大きな困難あり
見る（Seeing）	1.76	1.15	0.61
聞く（Hearing）	0.71	0.38	0.33
移動する（Mobility）	2.47	1.11	1.36
認知する（Cognitive）	1.12	0.46	0.67
セルフケア（Self-care）	2.16	1.60	0.57
コミュニケーション (Communication)	0.64	0.24	0.39

出所： モーリシャス統計局「2011 年国勢調査」

[6] 2011 年国勢調査に基づき Disability Data Initiative が公開した情報に基づく。
https://www.disabilitydatainitiative.org/country-briefs/mu/ (参照 2026-4-20)。本資料における “Some difficulty”、“At least a lot of difficulty”、“Any difficulty” は、Disability Data Initiative の定義に従う。

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

モーリシャス政府の障害者権利委員会への初回政府報告書（以下、「2012 年報告」と記す。）によると、モーリシャス政府は、2007 年 9 月 25 日に障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）に署名し、2010 年に批准した。CRPD 第 33 条に基づく国内実施状況の監視義務を着実に履行するため、「条約の実施・監視に関する国家委員会（National Committee on the Implementation and Monitoring of the Convention）」が設置された。

また、社会統合・社会保障・国家連帯省（Ministry of Social Integration, Social Security and National Solidarity。同報告書では旧称社会保障・国家連帯・制度改革省（Ministry of Social Security, National Solidarity and Reform Institutions）とされる。以下、「社会統合省」と記す。）が、モーリシャスにおいて障害者の生活の質を向上させるための政府戦略の実施を統括する責任を負っている。同省は、CRPD への署名を受けて、2007 年 12 月に「障害に関する国家政策・行動計画」を策定した。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 3 モーリシャスにおける障害関連担当機関[7]

No.	機関名	概要
1	社会統合・社会保障・国家連帯省	・ 障害者エンパワメント室（Disability Empowerment Unit）を通じた、障害政策・施策の立案・実施及び関係機関との調整、障害者の社会参加・包摂の促進(CRPD 対応を含む)[8] ・ 障害年金・手当等の給付及びサービスの提供 ・ 障害者の個人データを管理する障害データベースと管理情報システムの運用 ・ 障害分野ポータルサイト（disability.govmu.org）の運営 ・ 各種サービス（無料バス・タクシー代返金、車両・補装具代の優遇等）の提供 ・ 居住型介護施設のライセンス発給と監督

[7] 本表の省庁名は、2012 年報告提出時点における名称である。検索によると、2024 年 11 月 27 日付モーリシャス政府公式閣僚リストが存在し、同資料によれば、教育・高等教育・科学技術省は「教育・人材育成省」及び「高等教育・科学・研究省」に分割、労働・人材開発・訓練省は「労働・労使関係省」に改称されている。
Office of the President (November 2024) Press Release, https://www.maurice-info.mu/wp-content/uploads/2024/11/Updated-List-of-Ministers-28-11-2024.pdf#:~:text=The%20updated%20list%20of%20Ministers%20is%20as%20follows%3A,Social%20Integration%2C%20Social%20Security%20and%20National%20Solidarity%20 (参照 2026-4-20)

[8] 社会統合・社会保障・国家連帯省ウェブサイト、https://disability.govmu.org/disabilities/ (参照 2026-4-20)

2	教育・高等教育・ 科学技術省	・ 特別な教育的ニーズ及びインクルーシブ教育に関する施策の実施 ・ 特別支援教育における機器・教材（視覚障害学生向けPC など）の提供
3	保健・ウェルネス省	・ 公的医療機関における医療サービスの無償提供 ・ 障害者を対象としたリハビリテーションの推進 ・ 精神保健医療の提供及び精神保健法(Mental Health Care Act)に基づく精神保健ケアの実施 ・ モーリシャス放送公社（Mauritius Broadcasting Corporation）と連携した、手話通訳付きテレビ放送による健康啓発キャンペーンの実施
4	ジェンダー平等・ 家族福祉省	・ 暴力・虐待の被害者（障害女性・障害児を含む）に対する、心理支援、シェルターの提供、モニタリング訪問等の実施 ・ 家庭再統合プログラム（Back-to-Home Programme）や里親養育（Foster Care）を通じた、施設から家庭・里親家庭への子どもの再統合（障害児を含む）の実施
5	労働・人材開発・訓練省	・ 若年者就労プログラム（Youth Employment Programme）や再就労プログラム（Back to Work Programme）などの雇用プログラムにおける、障害者を含む求職者の参加促進
6	情報技術・通信・ イノベーション省	・ 所管機関である国家コンピューター評議会（National Computer Board）を通じた、障害者を含む市民向けのデジタル・インクルージョン施策（情報通信技術（information and communication technology: ICT）啓発、3D プリント教材の提供等）の実施

出所：2012 年報告を基に調査チームが作成

国内調整委員会の設置状況

2012 年報告では、CRPD の実施・監視のために「国連障害者権利条約の実施・監視に関する国家委員会」の設置が報告されている。同委員会は、当時の社会保障・国家連帯・制度改革省（現・社会統合省）大臣を議長とし、各省庁・部局、司法長官府、民間部門、非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）、障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）、国際障害関連団体、障害当事者らで構成されるマルチセクター型の委員会とされている。また、同報告では、国家委員会の下にアクセシビリティ小委員会が設置されたことも示されており、現社会統合省大臣を議長として、旧・公共インフラ・

国民開発・陸上交通・海運省の建築担当副局長、旧・地方自治省、道路開発庁、国民開発ユニット、交通管理・道路安全ユニット、地方自治体代表などが参加する構成となっている。

2020 年提出の政府報告では、人権条約に関する国内メカニズムとして、2017 年に「報告とフォローアップのための国家メカニズム」が設置されたことが記載されている。同メカニズムは、国連及びアフリカ連合の枠組を含む人権条約に関する報告書の作成と勧告のフォローアップを担い、関係省庁・機関及び市民社会との協議を通じて条約の履行状況を確認する役割を持つ。また、障害者を含む権利侵害の申立て窓口として、均等待遇委員会、オンブズマン事務所、子どもオンブズパーソン事務所、スポーツ・オンブズパーソン、金融サービス・オンブズパーソン、国家人権委員会、公的機関控訴審判所、医療控訴審判所、公務員控訴審判所などが列挙され、障害者が権利侵害を申し立て得る機関として位置づけられている。あわせて、「障害者リハビリテーション国家評議会」（National Council for the Rehabilitation of Disabled Persons Board）が主として障害者及びその代表組織から構成され、障害者に関する政策や行動計画について毎月協議を行っていることも示されている。

これに対し、2024 年に障害者権利委員会が採択した総括所見は、CRPD 第 33 条に基づく国内実施・監視メカニズムに関し、いくつかの懸念を示している。まず、条約実施の国内窓口及び調整役として新設予定の「エンパワメント庁」（National Empowerment Authority）が未だ設置されておらず、同庁が障害者リハビリテーション国家評議会、障害者訓練・雇用委員会（Training and Employment of Disabled Persons Board）、ロワ・ラジェス・トラスト基金（Lois Lagesse Trust Fund）を統合するにもかかわらず、その移行が遅れている点が挙げられている。さらに、2024 年「障害者の権利の保護及び促進法」に基づいて構想されている独立モニタリング・メカニズムについて、社会統合省が議長を務め、エンパワメント庁及び外務・地域統合・国際貿易担当省の代表が構成員として含まれているため、条約実施を監視する機関としての独立性を欠くと指摘されている。総括所見は、エンパワメント庁の速やかな設置と、独立モニタリング・メカニズムの構成を人権機関に関するパリ原則に沿う形で見直すことを勧告している。

【地方政府行政】

障害関連担当機関

2012 年報告では、条約第 9 条（アクセシビリティ）に対応する措置として、国家委員会の下に設置されたアクセシビリティ小委員会に地方自治体代表が参加し、地域レベルの主体がアクセシビリティに関する検討・調整に関与していることが示されている。

「障害者の権利の保護及び促進法」第 19 条は、地域ごとに「障害者権利ウォッチ」（Disability Rights Watch）を設置することを定めている。同組織は、障害者のエンパワメントの促進、障害者の権利の保護、虐待の予防・通報等を担う機関として位置づけられ、その構成員には報酬が支払われることが規定されている。

2－2. 障害関連法令・政策文書[9]

法律名	障害者の権利の保護及び促進法[10]（Protection and Promotion of the Rights of Persons with Disabilities Act）
施行年	2024 年
概要	障害者の権利保護・促進と差別撤廃を目的とし、差別及び虐待的取扱いの禁止、訓練・教育、雇用、ハビリテーション・リハビリテーション、統計・データ収集、国際協力等を規定している。あわせて、独立モニタリング・メカニズム、障害者エンパワメント室、「障害者権利ウォッチ」（地域監視機関）、エンパワメント庁の設置、障害者雇用に関する義務と財政上の優遇措置、登録簿の設置等について定めている。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	労働者権利法 (Workers' Rights Act)
施行年	2019 年
概要	障害のある労働者の保護規定を通じて、障害者を含むすべての労働者に対する平等な取扱いを確保する法律。雇用主が機能障害（impairment）等に基づいて雇用や職業における機会・待遇の平等を損なう行為を「差別」と定義し禁止している。また、障害等に基づく言語的・非言語的・視覚的・心理的・身体的な望まれない行為を「嫌がらせ（harassment）」と定義し、犯罪としている。

法律名	特別教育ニーズ庁法 (Special Education Needs Authority Act)
施行年	2018 年
概要	特別教育ニーズ庁の設立を定める法律。同庁は、政府の特別な教育的ニーズ政策の実施の監視・円滑化、特別教育ニーズ機関及び教職員等の登録基準・関連政策に関する大臣への助言、当該分野のカリキュラム設計・開発に関する指針の提供を任務としている。

法律名	建築管理法 (Building Control Act)
施行年	2013 年
概要	第 3 条で、すべての建築物が機能上の要件としてバリアフリー性を備え、

[9] 2020 年報告付属資料に基づく。
[10] 障害者の権利の保護及び促進法、https://mauritiusassembly.govmu.org/mauritiusassembly/wp-content/uploads/2024/04/act0124.pdf(参照 2026-4-21)

	移動・コミュニケーションに障害のある人、高齢者、妊婦が建物及び設備を快適に利用できるようにすることを定める。同法に基づく建築管理規則（建築物におけるアクセシビリティ及びジェンダー適合性規則（Building Control: Accessibility and Gender Compliance in Buildings Regulations 2017））は、主として公共利用の建物にスロープ、視聴覚案内表示等のアクセシビリティ及びジェンダー適合性の機能を組み込むことを規定している。

法律名	機会均等法 (Equal Opportunities Act)
施行年	2008 年
概要	すべての人が雇用や教育を含む諸分野で目的を達成する機会を等しく有し、年齢、カースト、肌の色、信条、民族的出自、機能障害（impairment）、婚姻状況、出身地、政治的意見、人種、性別、性的指向を理由に不利な立場に置かれないことを定める法律。第 2 条で「機能障害（impairment）」を定義し、雇用広告、採用、昇進、研修、解雇、雇用条件、教育機関への入学、財・サービス・施設提供等における差別を禁止し、雇用主・見込み雇用主による差別的取扱いを禁じる具体的条項を置いている。

法律名	障害者訓練雇用法 (Training and Employment of Disabled Persons Act)
施行年	1996 年
概要	同法に基づき、障害者訓練雇用委員会（Training and Employment of Disabled Persons Board）が法人として設立される。35 人以上の雇用者を有する全雇用主に対し、労働力の 3%を障害者とすることを義務づける。2012 年改正では、CRPD と整合的な「障害者」の定義への改正に加え、委員会の機能として、障害に基づく差別の防止、雇用主への啓発、障害者の職業訓練機関等の設立奨励、訓練・雇用に関する事業・プロジェクトの運営・奨励、障害者の社会・経済的地位の向上等が明記された。また、委員会の構成も見直され、医療担当責任者ポストが削除される一方で、障害当事者が委員として加わることが規定された。

法律名	障害者リハビリテーション国家評議会法 (National Council for the Rehabilitation of Disabled Persons Act)
施行年	1986 年
概要	同法により、障害者リハビリテーション国家評議会が法人として設立され、社会統合省の管轄下で運営される。第 4 条は、OPD の活動調整、リハビリテーションサービスの開発・拡大促進、障害者リハビリテーションのあらゆ

	る側面についての大臣への助言、同分野に従事する国際・国内機関との連携と技術情報の普及、障害者の福祉の促進を評議会の目的として掲げている。

法律名	国民年金法 (National Pensions Act)
施行年	1976 年
概要	条項に応じて「disabled」を、精神的または身体的能力の喪失に起因し60%以上の機能障害を負う者、または業務上の事故・指定疾病に起因し1%以上の機能障害を負う者として定義する。同法は「障害基礎年金（invalid's basic pension）」として、障害者であり少なくとも 12 か月間その状態が継続すると見込まれる 60 歳未満の者への給付を規定し、退職年齢前に全面的・実質的な障害を負った被保険者への傷病拠出年金等も定めている。2016 年改正で基礎年金の最低年齢要件が撤廃され、従来は 15 歳以上に限られていた受給資格が 15 歳未満の障害児にも拡大され、その結果、3,000 人超の障害のある子どもが経済的支援を受けていると報告されている。

障害者政策

政策名	障害者国家政策文書及び行動計画 （National Policy Paper and Action Plan on Disability "Valuing People with Disabilities" 及び後続の Action Plan）
施行年	・ 2007 年：CRPD に沿った初版の政策文書及び行動計画策定 ・ 2016–2020 年：Disability Action Plan 2016–2020 ・ 2021–2025 年：Disability Action Plan 2021–2025 ・ 2025–2030 年：Disability Action Plan 2025–2030（策定中）
概要	2007 年 12 月に「Valuing People with Disabilities」と題する障害者国家政策文書と行動計画が策定され、障害者の経済的・社会的・文化的・政治的・市民的権利の実現に向けた包括的勧告が示された。その後、障害行動計画 2016–2020 が策定され、法制度や社会給付・サービス提供手続の見直し等に関する 83 の行動・目標が定められ、約 74%が実施済みまたは実施中とされている。未実施の行動・目標は障害行動計画 2021–2025 に引き継がれ、実施期限や指標が設定された。さらに、2025–2030 年を対象とする新たな障害行動計画が策定中である。

2－3. 障害関連施策

① 保健医療

2012 年報告によれば、同国には無料の公的保健医療制度があり、障害者は他の市民と同様に医療へ普遍的にアクセスできる。保健・ウェルネス省は、病院での優先対応、薬局等での別待機列の設置、自宅での注射・処置のための看護師訪問、就学前・初等学校における障害児の早期発見を実施している。

2020 年報告（2020）では、すべての公立病院に整形外科部門が設置され、義肢を含む補装具などの補助具が障害者に無償で提供されているとされる。地域医療については、同報告において、社会統合省が年齢を問わず寝たきりの者及び重度障害者に対し、毎月無料の在宅医療訪問を提供しているとされ、このために 250 人の医師が非常勤で起用されている。

地域リハビリテーションについては、保健・ウェルネス省がアウトリーチ及び地域に根ざしたリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」という。）サービスを運営している。2012 年報告では、2011 年 12 月時点で CBR 職員により 10,884 人の障害者が訪問支援を受けたとされ、2020 年報告の付属資料では、2015 年から報告時点までに訪問件数が 224,098 件に上ると記載されている。

施設でのリハビリテーションについて、2012 年報告では、社会統合省が重度障害のある高齢者 32 人のための入所施設「フォワイエ・トロシェティア」を設置し、同施設で障害児に理学療法及び作業療法を提供しているとされる。2020 年報告では、これらのサービスが障害者にも提供されていると記載されている。

精神保健については、2012 年報告及び 2020 年報告において、精神保健センターへの入所は、その必要性があり、本人または近親者の同意がある場合に限られるとされる。本人が同意できず、かつ近親者が不明または同意しない場合には、担当精神科医が治療計画を委員会に提出し、承認後に治療が行われる。2019 年の精神保健法改正により、精神保健センターの適正運営の法的枠組が強化され、長期入院や施設収容の防止が目的の一つとされた。同法に基づき設置された精神保健委員会及び管理委員会は、本人の意思に反する入所を防ぐ責任を負い、前者は非自発的入所事案の調査、後者は入所、治療、外出、退所及び継続治療を審査する。

暴力被害者への精神保健・心理支援について、2020 年報告では、ジェンダー平等・家族福祉省が虐待・暴力の被害者（障害者を含む）に対し心理支援を提供しており、外来利用が困難な場合には居宅での支援も行うとされる。2019 年 9 月公布の「子どもの福祉及び保護のための安全な場所に関する規則」は、子どもの福祉と保護に加え、身体的・心理的・社会的回復を通じたリハビリテーションを規定し、安全な場所の指定を含む。さらに同省は、マルエルブ障害者協会と連携し、暴力・虐待を受けた障害児に対する入所型ケア施設を運営しており、特別な教育的ニーズに対応した設備と訓練を受けた職員を備えているとされている。

② 教育

モーリシャス政府は 2006 年、「特別な教育的ニーズ及びインクルーシブ教育政策・戦略」を策

定し、障害のある子どもがインクルーシブな環境で学ぶことを掲げている（2012 年報告）。同政策は、教育へのアクセス、教育内容の適切さと質の確保、学習到達度の向上を目的とし、教育提供の形態として次の三つを示している。

- 通常学校
  障害児は地域の通常学校への就学を基本とする。保護者の希望に基づき適切なアセスメントを行った上で、軽度または中等度の知的障害や感覚障害のある子どもは通常学級に在籍し、支援サービスや補助スタッフ、支援教員の支援を受けることができ、これらが学級担任を補助する。
- 通常学校内の特別学級／ユニット（Special Education Class/Unit）
  より重い障害のある子どもには、公立学校等に設置された特別学級／ユニットで専門的な教育環境で学ぶ機会が提供される。
- 特別教育ニーズ学校（Special Educational Needs School）
  専門的アセスメントにより通常学級への統合が困難と判断された子どもは、特別教育ニーズ学校に通う。これらの学校は、地域の通常学校との合同活動などを通じて交流を行う。

2020 年報告及び付属資料によれば、政府は NGO が運営する特別教育ニーズ学校に対し補助金を支給している。この補助金は教育・高等教育・科学技術省に登録されたすべての対象 NGO に適用され、管理職、教師、補助教員、介助員、作業員、運転手に加え、心理士、作業療法士、言語聴覚士など専門職の人件費のほか、児童一人当たりの運営費、教材費、光熱費、家具・設備費に充てられる。報告時点で、同校を運営する NGO は 53 団体である。

学校施設及び通学のアクセス改善について、2012 年報告は、148 校にスロープが設置され、30 校に障害者用トイレが整備されていると報告している。また、試験時の追加時間、拡大版教材や試験問題、手話通訳の提供も行われている。2020 年報告及び付属資料でも、教育・高等教育・科学技術省が学校のバリアフリー化を推進しているとされ、2017～2018 年及び 2018～2019 年の 2 年間で 32 校が改修され、新設の中等学校にはすべて障害者用トイレが設置された。

通学支援について、2020 年報告は、障害児に付き添う保護者のバス代、重度障害のある生徒のタクシー代、送迎用車両の購入に対する関税免除が実施されているとする。また、特別教育ニーズに対応する拠点として、特別教育ニーズ資源開発センターが 7 カ所設置されており、通所児の送迎や治療・訓練のために 7 台のバンが配備されている。特別教育ニーズ資源開発センターは、心理士、作業療法士、理学療法士などによるサービスを一体的に提供する拠点であり、重度障害児向け教室、多感覚室、専門機器・家具を備えている。

教員養成について、2012 年報告は、モーリシャス教育研究所が通常学校教員に加え、特別教育ニーズに対応する教員の養成を行っているとする。同研究所は、特別な教育的ニーズに関する修了証コース、小学校・幼児教育向けディプロマ、インクルーシブ教育・特別教育の大学院デ

ィプロマを提供しており、課程には早期発見・早期支援、インクルーシブな授業実践、ろう教育や手話が含まれる。2011 年には 90 人の教師が手話の基礎研修を受講した。2020 年報告では、教育・高等教育・科学技術省が同研究所及びフランス国際教育研究センターと連携し、レユニオン島での研修を含む 3 年間のトレーナー養成プログラムを実施しているとされる。

高等教育について、2012 年報告は、大学が障害学生の受入環境を改善しており、当時、工学、財務、法学、情報システム分野などで 21 人の障害学生が在籍していたとする。2020 年報告によれば、2016 年以降、国内で高等教育を受ける障害学生を対象とした特別奨学金制度が設けられ、授業料に加え月額 5,000 ルピー（約 17,400 円）[11]の生活手当が支給されており、2016～2017 年度以降、毎年度少数が受給している。

③ ジェンダー（障害女性等）

政府初回報告（2012 年）によれば、モーリシャスは女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）の加入国であり、女性の権利に関する立法及び政策上の措置は障害女性にも等しく適用されるとされている。また、機会均等法は、精神的・身体的障害を含む多様な地位に基づく差別を禁止し、雇用、教育、宿泊、財・サービス・施設の提供、スポーツ、不動産の処分、私的クラブへの加入、公共の場所へのアクセスなどの分野において、障害女性を含む女性の平等な機会の確保を定めている。

2020 年報告によれば、障害者権利委員会の勧告に対応し、「障害のある女性・女児の権利をすべての法律・政策・プログラムに組み込むこと」及び「多重かつ交差する差別や暴力から障害のある女性・女児を保護するために、必要なあらゆる措置を講じること」について、政府は実施済と報告している。また、同報告の付属資料によれば、「家庭内暴力防止法（Protection from Domestic Violence Act）」は 2004 年及び 2007 年の改正により強化され、2016 年改正では障害者に対する暴力への刑罰が一層厳格化された。この枠組の下で、2024 年の締約国からの追加情報（Additional Info from State Party）によれば、女性の暴力被害者用シェルターは 4 か所設置され、そのうち 2 か所にはスロープ、手すり、バリアフリーの浴室・トイレなどのアクセシビリティ設備が整備されている。

さらに、2012 年以降、国家リハビリテーション評議会の下に「女性障害者フォーラム（Forum of Women with Disabilities）」が設置されている（2020 年報告）。同フォーラムは、障害女性の権利の擁護と可視化、エンパワメントの促進、ネットワーキングの強化、研修や雇用を通じた能力向上、共通の目的意識の形成を目的としている。

子どもに関しては、2020 年報告によれば、子ども保護法（Child Protection Act）が知的障害のある子どもに対する性的犯罪に加重刑を定めているほか、2019 年規則「子どもの福祉及び保護のための安全な場所に関する規則（2019）（Child Protection Place of Safety for the

[11] JICA 統制レート（2026 年 5 月）に基づく（1MUR＝3.477990 円）。以下、同レートを使用する。

Welfare and Protection of Children Regulations 2019）」は、「安全な場所（Place of Safety）」における保護とリハビリテーションを規定し、その対象には障害のある女児も含まれる。また、同報告の付属資料では、障害者権利条約委員会の勧告を受け、障害のある女児・男児を含む児童に対する強制治療及び強制不妊手術の明確な禁止、家族・地域に基づく代替ケアの整備などの措置が「実施済」と報告されている。

加えて、2024 年の締約国からの追加情報（Additional Info from State Party）によれば、重度の精神障害により妊婦本人が意思表示できない場合には、パートナー、配偶者、両親または法定後見人の書面によるインフォームド・コンセントに基づき妊娠中絶が行われ得るとされる。一方で、妊娠中絶の強要は禁止されており、違反した場合には最高 5 年の禁錮及び 10 万ルピー（約 35 万円）[12]の罰金が科される。

④　職業訓練、雇用、就労

2020 年報告によれば、モーリシャスにおける障害者雇用は、憲法の差別禁止規定や一般的な労働法制に加え、「障害者訓練雇用法」「機会均等法」「労働者権利法」により直接規律されており、CRPD 第 27 条に沿って、差別の禁止、積極的雇用、職業訓練機会の確保を柱としている。

「障害者訓練雇用法」は、従業員 35 人以上のすべての雇用主に対し、労働力の 3%を障害者とすることを義務づけている。2012 年改正では、この 3%雇用義務が再確認されるとともに、未達成の場合には、不足 1 人につき月額 4,000 ルピー（約 1 万 3,900 円）[13]の拠出金の支払いが義務づけられた。また、非遵守雇用主を審査する審問委員会（Hearing Committee）が設置され、裁判所での訴追に至った場合には、7 万 5,000 ルピー（約 26 万円）[14]以下の罰金または 6 か月以下の禁錮が科され得るとされる。

「機会均等法」は 2017 年改正により、採用及び昇進において、職務の性質と無関係な場合に犯罪歴を理由とする差別を禁止し、この規定は機能障害（impairment）にも適用される。また、求人広告、選考・採用過程、職業訓練プログラムにおける差別も禁止している。

「労働者権利法」第 64 条は、機能障害（impairment）等を理由とする雇用契約の終了を禁じ、第 123 条第 2 項は、第 5 条違反に対して 2 万 5,000 ルピー（約 8 万 7,000 円）[15]以下の罰金及び 2 年以下の禁錮を科し得ると定めている。

雇用の状況について、2020 年報告によれば、2011 年の国勢調査では、8,435 人の障害者が一般労働市場の様々な産業分野で雇用されている。2021 年に予定されていた国勢調査により、公的・民間双方における最新の雇用状況が把握される見込みとされたが、本報告書作成時点では公表されていない。また、労働・人材開発・訓練省の雇用情報センターに登録した障害者求職者のうち、2012 年 1 月から 2020 年 8 月までに就職または職業紹介を受けた人数が集計されており、未就業として登録された者は女性 51 人、男性 104 人の計 155 人、就業中として登

[12] JICA 統制レート（2026 年 5 月）に基づく（1MUR＝3.477990 円）
[13] 同上
[14] 同上
[15] 同上

録された者は女性 9 人、男性 33 人の計 42 人で、合計 197 人である。

職業訓練については、同報告によれば、障害者訓練・雇用委員会がモーリシャス職業訓練・人材開発研究所と連携し、訓練を提供している。報告時点では、障害のある訓練生がハウスキーピングやウェイター業務のコースを受講しており、民間部門とも連携して訓練機会及び分野の拡大が図られている。また、教育分野では特別教育ニーズ庁が、障害児・者の教育及び職業準備に関する枠組を整備している。

さらに、労働・人材開発・訓練省は、若年者就労プログラム、再就労プログラム、並行研修プログラム（Dual Training Programme）などの各種プログラムへの参加機会を障害者求職者に提供している。加えて、政府は雇用主及び雇用者連盟を通じて、職場環境の整備や合理的配慮の提供に関する啓発も実施していると報告している。

⑤　社会保障、障害福祉サービス

2012 年報告及び 2020 年報告によれば、モーリシャスでは障害者の生活保障は主として年金制度と現金給付によって支えられている。国民年金制度では「障害」の定義が定められており、一定以上の障害があり少なくとも 12 か月間継続すると見込まれる人に対して、無拠出の基礎年金と拠出制年金からなる障害年金（Invalidity Pension）が給付されるとされる。

2020 年報告の付属資料によれば、モーリシャスは障害児やその家族にも複数の福祉サービスと現金給付を提供している。重度障害児への基礎障害年金に加え、通学時の付き添い親のバス運賃や、公共交通機関の利用が難しい重度障害児のタクシー代の払い戻しなど、交通費支援が行われている。また、障害児の入所ケアセンターやレスパイト・ケア・プログラムを整備し、短期入所や余暇活動を通じて家庭、とりわけ介護負担の大きい親に一時的な休息の機会を提供していると報告されている。

国家連帯基金法（The National Solidarity Fund Act）に基づく連帯基金は、医療ニーズの高い障害者やその家族に対し、国内外での高額な外科手術や治療費を補助する役割を担う。 この基金は障害の有無を問わず困難に直面する市民を対象としつつ、特に重度障害や希少疾患があり海外でしか受けられない治療を必要とする人々の渡航費や治療費を支える仕組として位置づけられている。

さらに、物品税関係規則（Excise Regulations）により、障害者本人や重度障害児を持つ親は、障害に対応した改造車両や移動に適した自動車を購入する際、関税の大幅な減免を受けることができるとされる。児童保護法制の下では、重度障害児や虐待・搾取のリスクのある障害児に対し、保護命令や施設入所、メンタリング・プログラムなどを通じた支援が提供されている。

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

2020 年報告の付属資料によれば、建築物のアクセシビリティ確保において建築管理法（Building Control Act）が中核的役割を果たしている。同法はすべての建築物に一定の「機能要件」を課し、その一つとして「アクセシビリティ」を明示している。目的は、移動やコミュニケーシ

ョンに障害のある人、高齢者、妊婦などが建物及び内部施設に容易かつ安全にアクセス・利用できるようにすることとされる。

建築管理法に基づき、2017 年には建築管理規則「建築物におけるアクセシビリティ及びジェンダー適合性（Building Control Accessibility and Gender Compliance in Buildings Regulations）」が施行され、主として公共利用の建築物に具体的なアクセシビリティ機能の導入を義務付けている。この規則は、スロープ、手すり、エレベーターなどの物理的設備に加え、視覚・聴覚障害者向けの視覚・音声サインなど、設計上の配慮事項を定め、公共施設やサービス提供拠点が多様な利用者にとって利用しやすいことを求めている。

同報告付属資料によれば、交通・移動の物理的アクセシビリティでは、主として自動車利用環境と道路交通における配慮が取り上げられている。前述の物品税関係規則の改正により、障害者本人や重度障害児を持つ親が、車いす搭載や乗降用リフトなど障害に対応した改造車両や移動に適した自動車を購入する際、物品税（関税）の大幅減免を受けられる制度が整備されているとされる。この制度は日常生活や通学・通院の移動手段確保を目的とし、バリアフリー車両へのアクセスを財政面から支える仕組とされている。

道路や都市空間の整備については、建築物と一体のものとして、歩道や出入口の段差解消、スロープ設置などが求められている。特に公共利用を目的とした建築物に付随する外構や駐車場、出入口については、車いす利用者や歩行困難者が安全に移動できるよう、勾配・幅員・手すり等の基準が定められているとされる。これにより、建物内部だけでなく、建物に至る動線全体について物理的アクセシビリティ確保が求められている。

⑦ 情報アクセシビリティ

2012 年報告によれば、旧社会保障・国家連帯・制度改革省（現社会統合省）は通信事業者と協力し、緊急サービスの連絡先を集約した点字版ディレクトリを作成し、点字で閲覧可能としている。また、CRPD 全文についても NGO により点字版が作成され、視覚障害者が条約内容に直接アクセスできるようになっている。

2020 年報告の付属資料によれば、著作権法（Copyright Act）は視覚障害者等の情報アクセシビリティ確保のための例外規定を設けている。同法第 23 条は、一定条件の下、著作者の許諾なく出版物を点字、拡大文字、音声資料などの代替的様式・形態で複製することを認め、全盲・弱視・印刷物の読みに困難のある人々へのアクセシブルな出版物提供を可能としている。この規定はマラケシュ条約の趣旨を国内法に反映したものであり、視覚障害者等の出版物へのアクセスを制度的に支えるものとされる。

また 2012 年報告によれば、建築管理法及び建築管理規則「建築物におけるアクセシビリティ及びジェンダー適合性」により、銀行、博物館、映画館、警察署など公共サービス提供建物内の ATM、エレベーター、ロビー、火災警報システム等に、視覚表示及び音声案内を備えることが求められている。ATM やエレベーターのボタンへの点字表示、視覚・聴覚障害者も利用しやすい音声・光による案内、段差やレベル差を示す触知表示などがその例として挙げられている。

2020 年報告の付属資料によれば、会議室や集会施設などでは難聴者向け補聴支援システム（assistive listening system）の導入が求められている。 会議室や集会所等において、聴覚障害者が発言や説明を聞き取りやすくするための補聴支援装置の設置が規定されているほか、火災警報など緊急警報システムについても音声だけでなく視覚的信号を組み合わせることが必要とされており、聴覚障害者が危険情報を認識できるよう配慮していると記されている。

教育分野の情報アクセシビリティについては、初回報告等で詳細が示されている。2012 年報告では、視覚障害のある児童・生徒に対して点字教材や拡大版教材が提供され、スクリーンリーダーや画面拡大ソフト付きパソコンが供与されているとされる。2020 年報告の付属資料でも、視覚障害者に対し、スクリーンリーダー・画面拡大機能付きパソコンや点字ディスプレイが提供されていることが明記されている。教科書については、小学校から中学校前期までの教科書が電子データ形式で教育研究機関のウェブサイトに掲載され、学習者がダウンロードして拡大表示できるようにするなど、教材へのアクセス手段が整備されていると報告されている。聴覚障害者については、教育・高等教育・科学技術省が聴覚障害児向け適応教材を提供するとともに、中等教育レベルや試験時に専門教員や通訳を配置し、手話通訳等を通じて授業内容・試験情報へのアクセスを支援し、試験での追加時間付与などの配慮も行っているとされる。

手話については、2012 年報告によれば、モーリシャス手話の整備と活用が複数分野で進められている。教員養成機関は「Deaf Education and Sign Language」を含むディプロマ課程を設け、ろう教育と手話の専門教員を養成しており、一定数の教員が手話基礎研修を受講していると記されている。政府はモーリシャス手話辞典（Dictionary of Mauritian Sign Language）を作成し、第 1 段階として辞典が刊行されたと報告されているほか、モーリシャス国営放送局は週 1 回手話付きニュースを放送し、国歌の手話版も作成され公式行事で用いられている。

司法・行政手続における情報アクセスについては、2012 年報告で、最高裁判所が聴覚・言語障害者のための独立した手話通訳者名簿を整備し、必要に応じて手話通訳を手配していることが述べられている。裁判所は聴覚障害のある当事者や証人が手続に参加できるよう、必要に応じ通訳者を配置すると明記しており、警察も障害者からの被害申告や供述の際、必要に応じて通訳者や専門家の支援を求められるとされている。

⑧ 防災

2012 年報告によれば、モーリシャス政府はサイクロンや津波などの人道的緊急事態・自然災害時に地域住民の避難先を確保するため、モーリシャス島及びロドリゲス島に複数の避難センター（Refugee centres）を設置している。新設避難センターはすべて出入口スロープとアクセシブルなトイレを備え、成人・子ども用の車いすが配置されており、職員・監督者は障害者のニーズに対応できるよう訓練を受けていると報告されている。

同じく 2012 年報告によれば、自然災害被災者への生活支援として「社会援助スキーム（Social Aid Scheme）」が設けられている。このスキームは自然災害被災者に現金給付を行い、貧困層やその他の脆弱な人々、障害者を含む人々が災害の影響に対処できるよう支援するこ

とを目的としている。

2020 年報告付属資料によれば、モーリシャスは CRPD 第 11 条（危険な状況及び人道上の緊急事態）に留保を付していたが、2016 年に「国家災害リスク軽減管理法（National Disaster Risk Reduction and Management Act 2016）」が施行されたことを受け、その撤回手続きを進めていると説明している。同法施行後、「国家災害リスク軽減管理センター（National Disaster Risk Reduction and Management Centre）」が設立され、災害リスク軽減・管理に関する各種活動を調整しているとされる。

同センターは災害リスク軽減に関する啓発キャンペーンやシミュレーション訓練を定期的に実施しており、これらの活動は障害者の特別なニーズを考慮して行われていると記載されている。また、安全な避難手順が災害時に適切に実施できるか検証するため、各種訓練を通じて確認が行われていることが述べられている。

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[16]

モーリシャス政府は 2007 年 9 月 25 日に CRPD に署名し、2010 年 1 月 8 日に批准したが、選択議定書は批准していない。CRPD に基づく初回政府報告書は 2012 年に障害者権利委員会に提出され、2015 年 8 月に審査が行われ、同年 9 月に総括所見が採択された。 その後、政府は第 2 回・第 3 回統合定期報告書を 2020 年に提出し、この統合報告書は 2024 年 8 月 26 日及び 27 日に委員会で審査され、2024 年 9 月 2 日に総括所見が採択されている。

3－2. マラケシュ条約実施状況

モーリシャス政府は 2014 年に著作権法（Copyright Act）を制定し、第 23 条で、盲人、視覚障害者及び印刷物の判読に障害のある者の利益のため、一定の条件の下で著作者の許諾を得ることなく刊行された著作物を別の様態または形式で複製することを認めている。この規定により、マラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）の規定を国内法に取り込んでいると説明されている。さらにモーリシャス政府は、同条約に 2021 年 1 月 11 日に加入（Accession）し、同年 4 月 11 日にモーリシャスに対して効力が生じた。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

障害者権利委員会の総括所見（2024）は、2030 アジェンダ及び持続的開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）の実施を含む多国間協力プログラムの策定・実施・モニタリング・評価の各段階で、OPD の意義ある参加が欠如していると指摘し、OPD との緊密な協議と積極的関与を確保する具体的措置をとるよう勧告している。

モーリシャスが 2024 年に行った自発的国家レビュー（Voluntary National Review: VNR）によれば、SDGs 関連政策における障害分野の取組として、主に教育、防災・気候変動分野における障害児者への対応が挙げられている。 教育分野では、教科書無償配布、通学用公共交通の無料化、外部試験の受験料負担、脆弱な環境にある学習者への現金給付と補食プログラム、さらに優秀な障害者への高等教育奨学金が明記されている。

SDGs 教育指標 4.5.1 の説明では、障害児を含むすべての学習者に対する質の高い教育と訓練への平等なアクセスが示され、2015 年以降、ケンブリッジ試験の受験料を政府が全額負担し、脆弱な家庭の学生及び障害者に奨学金を提供しているとされている。 学校の基礎的インフラに関する指標 4.a.1 については、障害者が在籍する学校はバリアフリー化され、特別な教育的ニーズのある学習者には視覚障害児向け点字ノートや調整された教科書、介助者、手話通訳、教員補助者による支援が提供され、身体障害のある学習者が通いやすいよう校舎が整備されていることが記載されている。

---

[16] United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) (n.d.) *Treaty Body Database: Countries.* https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=4&CountryID=111(参照 2026-4-20)

防災及び気候変動分野では、モーリシャスが気候災害リスクに対して脆弱な国の一つと評価される中で、障害者、児童、高齢者を含む脆弱な集団を対象とした災害リスク及び対策に関する啓発プログラム、研修、講習会、講義の実施が報告されている。国家防災政策及び戦略的枠組の実施に向けた能力強化の課題として、脆弱地域からの大規模避難計画や津波に対する地域防災に加え、防災訓練に参加する際に障害者とどのように関わるかに関する能力構築が必要とされ、防災計画やシミュレーションの中に障害者への配慮を組み込む必要性が示されている。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

モーリシャス政府は、CEDAW を 1984 年に加入している。2018 年にはモーリシャス第 8 回定期報告の審査が行われ、同年 11 月に CEDAW 委員会による総括所見が採択された。同委員会は、障害のある女性・女子や農村女性、クレオール女性、移民女性などの差別状況を把握するため、性別・年齢・障害・民族・居住地域・社会経済的地位ごとに細分化されたデータを収集・分析・公表することを求めている。教育については、障害女性および女子に関連して、学校において合理的配慮を提供するための措置を講じるよう勧告している。

また政府は、子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）を 1990 年に加入している。2023 年 1 月には CRC 委員会による第 6 回・第 7 回統合定期報告の審査が行われ、同年 2 月に総括所見が採択された。同委員会は、障害児に関する法的枠組が人権モデルにもとづいていないこと、否定的態度や差別、地域における支援不足、早期スクリーニング・早期介入へのアクセス不足などを懸念点として挙げている。そのうえで、人権モデルにもとづく包括的戦略の策定、障害児の権利に関する専門職研修の強化、インクルーシブ教育の保障、家族支援や地域リハビリテーションの評価・改善などを勧告している。

最後に、モーリシャス政府は ILO の障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する第 159 号条約を 2004 年に批准している。ILO 条約勧告適用専門家委員会（Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations: CEACR）は 2021 年に直接要請を採択し、2022 年の第 110 回国際労働会議でこれを公表した。委員会は、雇用にアクセスした障害男性（229 人）が障害女性（81 人）より大幅に多い点を指摘し、障害女性の労働市場参加率を高めるための措置、新型コロナウイルス感染症の流行が障害労働者に与えた影響とその支援策、性別で分類された統計を含む詳細な情報を提出するようモーリシャス政府に要請している。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

- 日本政府

【草の根無償資金協力】

・ グランリヴィエノーウェス車椅子乗降車両整備計画（2025 年度）

・　ポスト・ドゥ・フラック村障害者送迎及び訪問サービス用バス整備計画（2021 年度）

【JICA 課題別研修】

・　2022 年度「インクルーシブ教育制度強化~障害のある子どもと共に学び共に生きる~」1 名
・　2021 年度「インクルーシブ教育制度強化~障害のある子どもと共に学び共に生きる~」2 名
・　2019 年度「障がいのある子どもへの教育制度～特別支援教育を活かしたインクルーシブ教育システムの構築～」1 名

• 他ドナー[17]

【国際機関】

国連開発計画(United Nations Development Programme：UNDP)

・　障害者データベースの開発・設置支援(2012 年 1 月立ち上げ)

欧州連合(European Union: EU)

・　National Child Protection Strategy and Action Plan 策定支援（2015～2022）。
　特別支援ニーズ政策・カリキュラム支援

【二国間援助機関・政府間協力】

インド政府 (Government of India)

・　2003 年覚書締結（3 年間、その後更新）。教員・介護者人材育成、職業訓練協力
・　2011 年 12 月: National Centre for Promotion of Employment of Disabled People (India) との覚書締結

南アフリカ政府 (Government of South Africa)

・　障害者を含む脆弱なコミュニティへの社会扶助協力
　2006 年 11 月: 覚書締結。2011 年: 覚書を 5 年間更新。

• 国際 NGO

Leonard Cheshire Disability（現 Leonard Cheshire）

・　CRPD ワークショップ実施（2010 年 12 月、国際専門家が実施、参加者 100 名超）
・　レスパイトケアセンター設置のための技術支援に関する覚書を締結（時期不明）

[17] 2012 年報告以降の 2020 年報告やその付属資料では、国際機関や国際 NGO による支援の記載がなく、かつ政府のウェブサイト等からも、単発のワークショップや会議への参加を超えた継続的な支援プログラムを実施している機関は明確には確認できなかった。したがって、やや古い情報ではあるが、2012 年報告に記載されたうち、支援期間が明記されている機関に限り記載する。

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
インクルージョン・モーリシャス (Inclusion Mauritius) https://www.inclusionmauritius.org/	2003 年設立。知的障害及び重複障害のある児童・成人を支援する 13 の NGO から成る連合体である。障害児者の権利と福祉の向上、インクルーシブ社会の実現を目標に、加盟団体を通じてサービス提供、権利擁護、社会啓発などを行っている。Inclusion International 加盟団体。
ユーリンク・アンド・ダウン症 (U-Link and Down Syndrome) https://u-linkandds.wixsite.com/u-linkmauritius/about	2004 年設立。ダウン症を中心とする障害に関する社会の理解促進、障害当事者の親・家族のエンパワメントと教育、他団体との協働を通じた当事者の就労及び生活スキル習得支援を目的として活動している。
VDPI モーリシャス (Voice of Disabled People) International (VDPI) Mauritius[18]	10 の OPD から成る連合体であり、Disabled People International 加盟団体である。インクルーシブ教育や雇用を含む幅広い分野で、障害者の権利の保護・促進、人権モデルの推進、インクルーシブ社会の実現に向けたアドボカシー及びロビー活動を行っている。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
グローバル・レインボー財団[19] (Global Rainbow Foundation)	2011 年設立。障害者及び脆弱な立場にある人々を対象に、教育・訓練、スポーツ・健康・リハビリテーション、貧困削減や教育推進等のプロジェクトを実施している。併せて、インクルーシブ社会の実現に向けた啓発、雇用機会とリーダーシップの促進、国内外の機関との連携を進めることで、尊厳と敬意をもって充実した生活を送れるよう支援することを主な目的としている。
マルエルブ障害者協会 （Association Pour Les Handicapés de Malherbes: APLHDM） https://aplhdm.org/	2006 年設立。2007 年には特別な教育的ニーズのある子どもを対象とする学校を開設し、2013 年には障害のある孤児を受け入れる専門入所施設も開設。現在は、作業療法、プレイセラピー、家族相談、心理支援、理学療法、職業センターなど、多様なリハビリテーショ

[18] VDPI モーリシャスのウェブサイト、https://www.facebook.com/VDPI.MU/(参照 2026-4-30)
[19] グローバル・レインボー財団のウェブサイト、https://www.actogether.mu/find-an-ngo/global-rainbow-foundation(参照 2026-4-30)

	ンおよび教育関連サービスを提供し、子どもたちが安全でインクルーシブな環境のもとで潜在能力を伸ばし、地域社会の一員として尊重され包摂されることを目指して活動している。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[20]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

VDPI モーリシャスのパラレルレポート（2024）によれば、国民保健サービス（National Health Service）は無料であるものの、医療従事者及び準医療従事者への訓練が不足しているため、多くの障害者が依然としてサービスにアクセスできていない。また、他の者と平等な条件でサービスにアクセスできていない障害者の数に関するデータも存在しないとされる。

障害者権利委員会は総括所見（2024）において、多くの医療施設でユニバーサルデザイン及び配慮（accommodations）が不十分であることに懸念を表明し、その例として、車いす利用者が利用できない画像診断装置やマンモグラフィー装置を挙げている。また、医療専門職の間に障害者の医療アクセスを妨げる態度上の障壁（attitudinal barriers）が存在しており、適切な意識啓発や研修・訓練がほとんど行われていないことが、その背景にあると指摘している。

障害女性について、同パラレルレポートは、公共の婦人科サービスへのアクセスにおいて深刻な差別に直面していると指摘する。移動に制約のある車いす使用女性に対してがん予防・スクリーニングが実施されておらず、その理由として保健センターや病院の診察台がアクセシブルでない点を挙げている。障害者権利委員会は締約国に対し、年齢・性別に配慮しつつ、他の者との平等を基礎として障害のある女性及び女児に適切でアクセシブルな性と生殖に関する健康サービスを提供する措置を講じるよう勧告している。

さらに、委員会は障害女性及び女児が強制不妊手術や強制中絶の対象となっていることに深刻な懸念を表明し、これらを禁止し、加害者を訴追・処罰するとともに、被害者・サバイバーに適切な救済を提供するよう求めている。同パラレルレポート（2024）も、特に障害のある女性及び女児に対し、性と生殖に関する権利の情報がアクセシブルな形式で提供されていないと指摘している。

精神保健分野では、障害者権利委員会は、1998 年精神保健法が複数回の改正にもかかわらず、依然として、現場において判断された機能障害や危険性の程度に基づき、障害児・者の非自発的入院（involuntary hospitalization）及び施設収容を認めている点に懸念を示している。また、非自発的な自由の剥奪を監督する責任を負う精神保健委員会（Mental Health Commission）及び管理委員会（Managerial Committee）についても、その役割を十分に果たすために必要な運営上の独立性や、条約に関する理解が欠けていることに懸念を表明している。

リハビリテーションサービスについて、同パラレルレポート（2024）は、保健・ウェルネス省の下に地域リハビリテーション担当官（CBR officers）が配置されているにもかかわらず、CBR が実施されていないと述べる。障害者権利委員会も、これら担当官の存在にもかかわらず、障害児を含む包括的・分野横断的なハビリテーション及びリハビリテーションサービスが不足して

[20] 本章は、CRPD 委員会に提出された Voice of Disabled People International（VDPI）によるパラレルレポート "THE SHADOW REPORT OF VOICE OF DISABLED PEOPLE INTERNATIONAL MAURITIUS"（提出：2024 年 7 月）及び同年の総括所見（2024 年）に基づく。なお、「Info from Civil Society Organizations (for the session)」と題する文書が複数、CRPD 委員会ウェブサイトに掲載されているが、いずれも本報告書作成時の検索では、法律全文等でありパラレルレポートに該当するとは判断しなかったため、本章で参照したパラレルレポートは上記 1 件のみとした。

いるとして懸念を表明している。そのうえで、政府に対し、国内のすべての島及び地区において、地域内で包括的かつ分野横断的なハビリテーション・リハビリテーションのサービス、プログラム、技術に障害者がアクセスできるよう措置を講じるよう勧告している。

障害児向けサービスについて、同パラレルレポートは、言語療法を必要とする障害児への継続的なセラピー提供が不足しており、保護者にとって大きな課題となっていると指摘する。このサービスは主として NGO が提供しているが、政府からの資金が乏しいため、障害者自身が費用を負担せざるを得ない状況にある。また、乳児期から幼児期の障害児に対する早期介入戦略（early intervention strategies）が存在せず、重複障害のある子どもの保護者が、インクルーシブ教育を享受できるよう支援するための適切な医学的・社会的診断（proper medical/social diagnosis）を受けられない状況も指摘している。

支援機器については、同パラレルレポートが、保健・ウェルネス省が障害者向け支援機器・技術の知識の普及及び利用の促進のための措置を講じていないと指摘する。障害者権利委員会は締約国に対し、障害者に対してアクセシブルな形式で医療情報を提供する取組を強化するとともに、障害者の権利、人権モデルに基づく医療の提供、インクルーシブなコミュニケーション方法について、地域レベルのすべての医療・保健専門職の能力向上を図るよう勧告している。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

総括所見（2024）は、政府の「質の高いインクルーシブ教育」に対する理解が限定的であり、特別教育ニーズ学校や通常学校内のユニットといった分離された教育環境が依然として広く用いられ、そこへの投資も続いている点に懸念を示している。VDPI のパラレルレポート（2024）も、特別な教育的ニーズを所管する特別教育ニーズ庁の創設そのものが、CRPD 第 24 条（インクルーシブ教育の確保）の実施に反すると指摘している。さらに同レポートは、2006 年の「特別な教育的ニーズ及びインクルーシブ教育政策・戦略」がすでに古く、妥当性を失っており、インクルーシブ教育と統合教育の概念が混同されていること、政府がなお統合教育からインクルーシブ教育への移行を進めていないことを問題視している。また、子どもが通う学校を特別教育ニーズ庁が一方的に決定し、医学的評価の後、保護者の同意を得ないまま、小学校内のユニットや NGO が運営する特別教育ニーズ学校等への就学先を割り当てている実態も指摘されている。

学校現場の実践について総括所見（2024）は、障害のある生徒が合理的配慮や個別支援、必要なリソースを求めること自体が難しく、平等な教育機会の確保が困難であると述べている。初等・中等・高等教育におけるカリキュラム、教授法、インフラのアクセシビリティは脆弱であり、特に理科や数学などでその問題が顕著である。また、障害のある生徒のための多部門評価システムが存在せず、教育課程やプログラム修了時に公式証明書が常に付与されていない点も課題として挙げられている。これに対し総括所見は、すべての教育段階で主流教育の中に障害のある生徒を包摂し、保護者・教育者・生徒の間でインクルーシブな文化を育てること、特別教育ニーズモデルから質の高いインクルーシブな主流教育への移行戦略を採択することを勧告している。また、教育はすべてのレベルで無償とすべきであるとし、障害のある生徒が容易に

個別支援を求められること、人権に基づく個別化された教育ニーズ評価にもとづき合理的配慮が提供されることを確保する必要性を強調している。さらに、教材の適応、手話・わかりやすい版・点字・電子形式などアクセシブルな形式でのカリキュラムと教授法の設計・提供、デジタル技術の活用、すべての教育レベルにおける教員への適切な訓練、法的に求められる最適な多部門評価システムの整備と実施、教育課程・プログラム修了時の公式証明書の適切な付与、学校インフラ及び手続きのアクセシビリティ改善などを勧告している。加えて、公的・私的セクター双方において障害児のための質の高いインクルーシブサービスを提供できるよう、必要な資源を十分に配分し、効果的な措置を講じることを求めている。

また総括所見（2024 年）は、教育を受けられていない障害児に関するデータが欠如していることにも懸念を示している。具体的には、通常学校に登録できなかった子ども、NGO が運営する特別教育ニーズ施設や教育プログラムに通う子ども、通常学校に一部の時間のみ通っている子ども、個別支援や合理的配慮を求めたにもかかわらず拒否された子どもに関するデータに加え、教育達成度、修了率・中退率、停学・退学率、制限的実践の利用に関するデータの収集・分析・公表の必要性が指摘されている。VDPI のパラレルレポート（2024）も、市民社会がインクルーシブ教育の社会経済的・文化的な利点に関する研究の実施を求めているにもかかわらず、政府がそれを実施していない点を批判している。さらに、OPD や NGO とのより実質的な会議・協議を行い、ともに解決策の検討と実施に取り組む必要があるとしている。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

総括所見（2024）は、一般の労働市場における障害者の雇用率が低く、特に障害のある女性と若者にとって雇用へのアクセスが困難であると指摘している。VDPI のパラレルレポート（2024）は、民間企業、半官半民機関、公的機関のそれぞれに何人の障害者が配置されているのか、具体的な人数を明らかにするよう求めている。また総括所見は、障害者訓練雇用法（1996）が存在するにもかかわらず、雇用率を達成していない雇用主に対する実効性のある制裁措置が欠如している点を問題視している。パラレルレポートも、雇用率未達成企業の数や制裁を受けた企業数を公表するよう求めている。

こうした状況を踏まえ、総括所見は、障害者が他の者と平等に、かつ仕事を自由に選択する権利を尊重する形で、一般の労働市場及び民間・公的機関における雇用へのアクセスを促進・確保し、その中でも障害女性と若年障害者の雇用機会を重点的に拡大するよう勧告している。また、2024 年の「障害者の権利の保護及び促進法」に沿って雇用率制度を厳格に執行するため、必要な措置を講じること、制裁措置や財政的インセンティブの拡充を含め、雇用率を遵守していない雇用主に関する情報を提供するよう求めている。

職場での合理的配慮について、同パラレルレポートは、同法が雇用主に対し障害のある従業員への合理的配慮の提供義務を課す一方で、雇用主が「過度の負担（undue burden）」を理由とする抗弁を行うことも認めていると指摘する。しかし、この「過度の負担」が何を意味するのかが法律上明確に定義されておらず、これが大きな課題となっているとしている。そのうえで、

就労を希望しない、または就労が不可能と評価された障害者の数、障害者向け作業所（sheltered workshop）など障害者に特化した保護雇用（sheltered employment）が現在も国内で広く行われているのかどうか、その実態、そしてこれらの場を含めて障害者雇用とフォローアップをどのような仕組で支えているのか、といった点について質問を投げかけている。

さらに同パラレルレポートは、障害者権利委員会が初回総括所見（2015）において、すでにモーリシャス政府に対し、保護雇用（sheltered employment）から一般労働市場での障害者雇用へ移行を促進するための実効的な立法・政策措置を策定し、合理的配慮の提供義務を明確に位置づけるなど、雇用における差別からの保護を確保するよう勧告していたことを想起させている。そのうえで、2015 年の勧告を着実に実施し、OPD と障害者訓練雇用委員会とのより実質的な協議を行い、職場における障害者のインクルージョンと雇用促進のため、OPD や NGO と協働して取り組むよう求めている。

５－４. 移動に関する障壁・ニーズ

総括所見（2024）は、2017 年に建築管理規則「建築物におけるアクセシビリティ及びジェンダー適合性」が制定されたにもかかわらず、国内の多くの建築物が依然としてアクセシブルではないことに懸念を示している。また VDPI のパラレルレポート（2024）は、建築法（Building Act）、道路法（Roads Act）、区画法（Morcellement Act）、都市計画法（Town and Country Planning Act）が、障害者に配慮した建築環境の整備に向けて改正されておらず、その結果、国及び地方自治体の双方でアクセシビリティ政策を進めるための一貫した戦略が欠如していると指摘している。

公共交通機関について、同パラレルレポートは、政府の 2020 年報告が準低床バス（Semi Floor Buses）を「アクセシブル」としていることに対し、実際には乗車前に段差を上らねばならず、アクセシブルとは言えないとして強く異議を唱えている。 一方、メトロエクスプレス（Metro Express）自体はアクセシブルとされるが、駅に接続する地域バス（Regional Buses）がアクセシブルではないため、車いす利用者や移動に困難のある乗客の利用が妨げられていると指摘する。 加えて、歩道やジョギングトラックも身体障害者や移動が困難な人々にとって利用しやすい構造になっていないと報告している。総括所見も同様に、都市部・農村部を問わず公共交通機関への物理的アクセスに制約があること、準低床バスが移動補助具や補装具を使用するすべての人にとって完全にはアクセシブルでないこと、メトロエクスプレス駅（Metro Express stations）への物理的アクセスが難しいことを懸念している。

総括所見（2024）はさらに、障害者のアクセシビリティに関する関連法令・規則・政策を確実に執行し、ユニバーサルデザインの原則にもとづいて、あらゆる分野で障害者のアクセシビリティを保障するよう求めている。あわせて、建設業界におけるアクセシビリティへの理解を高めるための取組を進めること、モーリシャスのすべての島でアクセシビリティを確保する措置を講じ、その進捗を追跡する明確な指標を設けること、アクセシビリティ向上のため官民パートナーシップを推進することを勧告している。

個人の移動に関しては、総括所見は、車いす、補聴器、眼鏡などの補装具の費用を賄うため

の財政支援が大きく不足していると指摘する。また、適応車両の免税購入が就労中かつ 60 歳未満の障害者に限られている点を問題視し、現金給付による支援ではなく、車いす、補聴器、眼鏡などの補装具を直接給付する従来の制度に戻すことを提案している。 加えて、自家用車を必要とするすべての障害者が任意のタイプの車両を免税で購入できるよう適格要件を拡大すること、公共調達の仕様書にスロープなど移動補助具・補装具使用者向けのアクセシビリティ基準を組み込むこと、メトロエクスプレス駅への物理的アクセスを改善するための具体策を講じることを勧告している。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

総括所見（2024）は、「障害者の権利の保護及び促進法」が、障害者に対し情報をアクセシブルな形式で提供される権利を明記していないこと、また印刷物及び電子的な情報・コミュニケーションのアクセシビリティや価格の手頃さを高めるための措置が、ごく限定的にしか講じられていないことに懸念を示している。

VDPI のパラレルレポート（2024）によれば、モーリシャス憲法第 11 条で表現の自由が保障されているにもかかわらず、手話を公式言語として認めるための措置はこれまで取られていない。点字やわかりやすい版（Easy Read）など他の形式も、専門 NGO を通じてのみ利用可能な状況にある。映画の字幕は元から付与されているものに限られ、国営テレビチャンネルの地方番組には字幕が付けられていない。また、障害者、特に代替的なコミュニケーション手段を用いる人びとに対し、補助機器や技術ツールが無償で提供されていないうえ、アクセシブルな情報を体系的に整備するため、情報・コミュニケーション分野で障害者向け現代技術の活用を進める研究に予算を配分するなどの措置も取られていないとされる。国営テレビによるニュース速報にも、常に字幕や手話通訳が付されているわけではない。

総括所見（2024）は、障害者の代表組織を通じた緊密な協議と実質的な関与のもとで、次のような措置を講じるよう勧告している。すなわち、国際的な基準に沿った情報通信メディア・技術及びウェブサイトのアクセシビリティ基準を策定すること、点字、わかりやすい版、手話、平易な言葉、字幕、触覚情報、拡大・代替コミュニケーションなど、アクセシブルな形式で印刷物及び電子情報・コミュニケーションを提供すること、補助コミュニケーション技術を障害者が経済的に入手できるようにすることである。加えて、モーリシャス手話の開発と活用を促進し、法律上の公式言語として位置づけること、専門手話通訳者の養成・配置を進めること、国営テレビやその他のメディアでの手話使用を拡大することも勧告している。VDPI のパラレルレポートも、モーリシャス手話を憲法上の公式言語として認めること、多数の専門手話通訳者を養成すること、あらゆる障害者のための補助機器に十分な予算を確保することを求めている。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

総括所見（2024）は、同国の障害関連法や政策にジェンダーの視点が欠けていること、また法的枠組において、保健・教育・政治・社会生活へのアクセスに関連する障害のある女性・女児

への交差的差別が明示されていないことに懸念を表明している。さらに、国家女性評議会（National Women's Council）や国家女性起業家評議会（National Women's Entrepreneur Council）など、女性関連組織の構成メンバーに障害女性の代表が含まれていない点も問題視している。そのうえで、ジェンダー及び障害関連の戦略や政策に障害女性の視点を組み込み、法律上、障害のある女性と女児に対する複合的・交差的な差別を明確に認識すること、関係評議会への障害女性の実質的な参画を確保することを勧告している。

VDPI のパラレルレポート（2024）は、政策への包摂の不足に加えて、初回総括所見（2015）の勧告以降も、モーリシャス政府が障害のある女性と女児のジェンダー不均衡の問題に十分に対応していないと批判している。具体的には、障害のある女性と女児が直面する差別に関する詳細なデータを収集していないこと、家庭内外での家庭内暴力に関する統計を整備していないこと、「障害者の権利の保護及び促進法」の策定過程で障害女性団体と協議していないことなどを指摘し、まずは 2015 年総括所見の勧告を実施するよう求めている。また、VDPI 加盟の障害女性団体は、ジェンダー平等・家族福祉省に対し、障害女性に対する暴力件数の調査を行うよう要請している。さらに、障害女性が暴力にさらされる一因として家族やパートナーへの全面的な依存があることから、経済的自立を支えるための障害女性起業家組織の設立、虐待を通報する際に安全を実感できる通報メカニズムの整備を求めている。

総括所見（2024）も、家庭、職場、学校、施設などあらゆる場面でのジェンダーに基づく暴力や搾取に関する苦情について、定期的にデータを収集・分析・公表する仕組を構築するよう勧告している。この仕組には、起訴率と有罪率、加害者に対する刑罰、被害者・生存者への賠償（補償を含む）に関する情報を含めるべきだとしている。あわせて、特に障害のある女性と女児の暴力被害者向けサービスやシェルターについて、物理的にも情報・コミュニケーションの面でもアクセシブルであり、障害者への対応手順や基準が整備されていることを確保するよう求めている。

6. 参考資料

Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2018) *Concluding observations on the eighth periodic report of Mauritius.*

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2015) *Concluding observations on the initial report of Mauritius.*

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2024) *Concluding observations on the combined second and third periodic reports of Mauritius.*

Committee on the Rights of the Child (2023) *Concluding observations on the combined sixth and seventh periodic reports of Mauritius.*

International Labour Organization, Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations (2021) *Direct request concerning Convention No. 159, Mauritius.*

Republic of Mauritius (2012) *Initial report to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities.*

Republic of Mauritius (2020) *Combined second and third periodic reports to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities.*

Republic of Mauritius (2024) *Voluntary National Review 2024 on the implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development.*

Voice of Disabled People International (VDPI) Mauritius (2024) *The Shadow Report of Voice of Disabled People International (VDPI) (Mauritius) to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities on the combined second and third periodic reports of Mauritius.*

＜ウェブ情報＞

在モーリシャス日本国大使館

https://www.mu.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html